

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
仙台医療福祉専門学校		昭和56年3月31日		工藤 広一		〒 980-0021 (住所) 宮城県仙台市青葉区中央四丁目7番20号 (電話) 022-217-8877			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人北杜学園		昭和56年3月31日		鈴木 一樹		〒 980-0021 (住所) 宮城県仙台市青葉区中央四丁目7番20号 (電話) 022-217-8877			
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程		介護福祉学科		平成20(2008)年度	-	平成28(2016)年度		
学科の目的		学校教育法に基づき、職業人として必要な能力の育成を基本とし、社会福祉関係の分野において活躍するための技能と教養を教授し、地域社会に貢献する人材を育成する。							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		介護に関する学びだけではなく、分野を超えたさまざまな学びを通して「人間力」を磨くことのできる学科である。介護福祉士養成施設として深い専門性と高度な実践力を身につけ、即戦力として活躍できる人材の育成を行う。介護福祉士(国家試験受験資格)を取得する。							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		1,966 単位時間	972 単位時間	568 単位時間	456 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
				単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率			
160 人	134 人		54 人		0 %	0 %			
就職等の状況	■卒業者数(C)		52 人						
	■就職希望者数(D)		52 人						
	■就職者数(E)		52 人						
	■地元就職者数(F)		29 人						
	■就職率(E/D)		100 %						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		56 %						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %						
	■進学者数		0 人						
	■その他								
	(令和 6 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)								
■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生)									
老人福祉施設、障害者支援施設、病院、福祉関連企業									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無						
評価団体:		受審年月:		評価結果を掲載したホームページURL					
当該学科のホームページURL	https://sif.ac.jp/course/kaigo/								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)								
	総授業時数				1,966 単位時間				
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				456 単位時間				
	うち企業等と連携した演習の授業時数				0 単位時間				
	うち必修授業時数				456 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				456 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				0 単位時間				
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				0 単位時間				
	(B:単位数による算定)								
	総単位数				0 単位				
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数				単位				
	うち企業等と連携した演習の単位数				単位				
	うち必修単位数				単位				
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数				単位				
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数				単位				
	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)				単位				
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)				4 人				
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)				2 人				
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人				
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)				0 人				
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)				0 人				
	計				6 人				
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				6 人				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

仙台医療福祉専門学校では、関係業界等のニーズを踏まえた実践的かつ専門的な人材育成を図ることを目的として、(1)業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員、(2)専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者、(3)実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員といった外部委員と、内部委員(教育課程の編成の責任者・専任教員)とから編成される、教育課程編成委員会を置く。教育課程編成委員会は、以下を踏まえた教育課程の編成に関する提言を行う。

- ①学生の就業先の業界における人材の専門性に関する動向
- ②国又は地域の産業振興の方向性
- ③実務に関する知識、技術、技能などの専門的事項

教育課程編成委員会の提言は、校長のリーダーシップのもと、教務運営委員会を通じて、授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫に活かすよう努めるものとする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、校長の諮問機関として以下の事項について審議し、提言を行う。

- ①授業科目の設定及び内容に関する事項
- ②カリキュラムの改善、充実にに関する事項
- ③演習及び実習の内容に関する事項
- ④授業内容及び方法の改善、充実にに関する事項
- ⑤演習及び実習の効果測定の評価基準に関する事項
- ⑥その他教育課程の編成に関する事項

校長は、教育課程編成委員会の議決及び提言を踏まえ、教務運営委員会を通じて、より実践的かつ専門的な教育課程の編成に努める。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
佐藤 和幸	一般社団法人 宮城県介護福祉士会 顧問	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①
菅澤 昌也	医療法人 松田会 介護保険部 部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③
永野 淳子	仙台医療福祉専門学校 学科長(委員長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
湯村 恵里子	仙台医療福祉専門学校 副学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
庄司 香織	仙台医療福祉専門学校 主任	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (11月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和 6年 11月 5日 14:00～15:20

第2回 令和 7年 3月 4日 14:00～15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

学生の就業先の業界における人材の専門性に関する動向、国又は地域の産業振興の方向性、実務に関する知識、技術、技能などの専門的事項について、委員の方々が有する知見に基づいた意見を聴取し、職業実践専門課程としてふさわしい授業科目の開設、または、授業内容・方法の改善・工夫等に活かしていく。

令和7年度に向けては、介護福祉学科が掲げている「人間力」の向上と「人間関係の構築」を意識し取り組んでいく。そのためにも、昨年度から依頼が増えているボランティアに数多く参加させ、コミュニケーション力やレクリエーション技法、利用者様に対する気付き、礼儀等を学ばせ実習につなげていく。

また、学科や学年を超えた交流ができる機会を増やし、自分で考えて行動ができる、自己表現ができるよう授業や行事等を通して多くの経験をさせていく。更に介護福祉士になるために必要な対人援助の楽しさや介護の魅力を学生が感じ取れる環境を提供する。昨年度同様、自分の考えや、相手から指導されたことを文章化(文字化)することが困難な学生が多い。「書く」機会が少なくなっていることもあり、授業や行事を通して「書く」ことを意識させていけるよう授業展開を図る。

留学生については、更に入学生が増えるため、日本語の理解力を高めるために、留学生に対する日本語特別講義を実施し、力をつけさせていきJLPTの合格率もあげていきたい。今後も、対人援助のスペシャリストを目指すべく人材の育成に努めていきたい。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

「心豊かな感性と物事の本質を捉えられる思考力を持ち、アクティブに創造していける人材を育成する。」を養成の基本理念として共有し、知識及び技術の習得を段階的に行う。そのなかで介護福祉士の役割・理解を深め、専門職としての実践力を習得できるよう助言・指導を行う。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

年度始めに実習指導者打合せ会を開催し、実習の目的、実習指導要領、到達目標、実習評価等について共通理解を図る。

実習段階(内容)に合わせ、施設ごとの実習マニュアルのもと、実習指導者が作成する。

担当教員が週1回以上巡回し、実習の進捗状況や習得の状況を確認し、個別指導を行う。

実習指導者記載の評価所見・総評を基に、学生へ事後指導を実施し、学生は各自実習報告を作成、発表する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
介護実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	実際の現場の職員の動きや利用者の生活を見て・聞いて・触れて平面的な理解から立体的にイメージをつかむ。 介護活動の基本となるコミュニケーションを中心に利用者に関わる体験の中から対人援助における基本的な接遇のあり方(態度・言動等)を学ぶ。また、生活上の課題を見出す1つの手段としてコミュニケーションの重要性を学ぶ。 日常の介護活動のいろいろな場面を見学や補助的な関わりを中心に体験する。	宮城県の老人福祉施設等41件

介護実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	介護実習Ⅰに加え、利用者の生活を支えるために行われている介護業務全般を体験する。その中から介護活動を円滑にすすめるための同職種及び多職種との連携のあり方、職務の深さを学ぶ。施設の機能についても実践的体験をすることにより理解を深める。 介護実習Ⅰをステップに利用者と積極的・意識的な関わりを持ち客観的な観察やコミュニケーションを深める。その中から生活支援に必要な情報の収集を行い自立支援、リスク管理の視点からアセスメントをする。更に生活支援に必要な課題を明確にし、介護過程の展開(介護目標の設定)を学ぶ。 日常の介護活動に立ちあい実践的体験を重ねる中で、①安全・安楽を基本とし②個々人に合わせた創意工夫という視点で③自立支援を促す生活支援技術の実際を学ぶ。	宮城県の老人福祉施設等26件
介護実習Ⅲ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	介護実習Ⅰに加え、利用者の生活を支えるために行われている介護業務全般を体験する。その中から介護活動を円滑にすすめるための同職種及び多職種との連携のあり方、職務の深さを学ぶ。施設の機能についても実践的体験をすることにより理解を深める。 介護実習Ⅱと同様に進めながら個々の課題に合った援助計画(個別的でありチームで関わる為に一貫性のある計画)を立案し実施・評価の一連の介護過程を学ぶ。実習終了後、実習報告としてまとめる。 日常の介護活動に立ちあい実践的体験を重ねる中で、①安全・安楽を基本とし②個々人に合わせた創意工夫という視点で③自立支援を促す生活支援技術の実際を学ぶ。	宮城県の老人福祉施設等26件

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

仙台医療福祉専門学校では、教員の更なる資質及び指導力の向上を図ることを目的として、「教員研修及び研究に関する規程」に基づき、計画的な研修を実施する。研修は以下の2つに大別される。

①学内研修 企業等から講師を招いた教員研修会や知識、技術、技能等を習得するための教材等の補助等、業務遂行上必要となる知識、技術、技能等を習得するために学内で実施する研修

②学外研修 職能団体、検定等を主催する協会等が開催する研修会及び研究会等への参加など、業務遂行上必要となる知識、技術、技能等を習得するために学外で実施する研修

これら研修を通じて、教職員は、必要な知識、技術の向上を図るとともに、新たな業務上の要請に応えるため自ら能力開発に努める。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	日本介護福祉士養成施設協会 全国教職員研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会(東北ブロック)
期間:	令和6年10月24日・25日	対象:	学科教員
内容:	「介護福祉士養成施設の未来像」をテーマに、養成教員の価値や介護人材不足に対する打開案を検討する。また、「人間と社会」や「介護」に関する教育方法の進め方や、介護ICT、介護ロボット教育、災害時における多職種連携について学び、養成校が減少している今、東北ブロック会が協力し合い共通理解を図る機会とする。		

研修名:	宮城県介護福祉士養成施設協会 実習報告会・実習研修会	連携企業等:	宮城県介護福祉士養成施設協会
期間:	令和6年12月8日	対象:	学科教員
内容:	介護実習先の実習指導者を招き、学生の実習事例報告を聴講していただき、実習の重要性と学生の学びや成果に関する意見交換の場とし、理解を深める。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和6年度教職員研修	連携企業等:	NPO法人ハートシェアリングネットワーク
期間:	令和6年12月4日(水)	対象:	学科教員
内容:	「メンタルの整え方がわかれば自分の人生への信頼感が高まる」をテーマに心理療法家から講義を受ける。学びを通して、学生へのメンタルケアへと繋げていく。		

研修名:	中堅教職員研修会	連携企業等:	宮城県専修学校各種学校連合会
期間:	令和6年12月4日	対象:	中堅教職員
内容:	中堅教職員の心構えについて学び、学生の指導に活かしていく。学生との関わり方の中で、言葉がその人の人格を高め、それは経験や知識の問題ではなく自分自身の意思の問題であり、意識の改善が大事であるということ学ぶ。		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	日本介護福祉士養成施設協会 東北ブロック教職員研修会	連携企業等:	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和7年11月29日	対象:	学科教員
内容:	「多職種連携とチームケアの実現～介護福祉士教育が果たす役割～」をテーマに、チームケア時代における介護福祉士養成教育の質向上を目的とし、さらに「医療的ケア」にかかわる介護福祉士の役割や問題点や限界等も、現状を踏まえて共有していく機会とする。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	日本介護福祉士養成施設協会 全国教職員研修会	連携企業等:	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和7年10月30日～11月1日	対象:	学科教員
内容:	「未来を見据えた介護福祉の魅力～原点からの問い～」をテーマに、介護福祉士の取り巻く課題(国家試験の在り方や留学生の受け入れ、介護のICT化等)について現状を理解し、全国の養成校教職員と情報交換等を行い、介護福祉の原点を振り返りながらも、改めて介護の魅力を再認識し、人材確保につなげる方法を検討する機会とする。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

自己点検の評価結果について、その客観性・透明性を高めること、学校と関係する方の理解促進や連携協力により、教育活動、学校運営に係るご助言等を行っていただき、これらの改善を図ろうとするものである。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	1理念・目的・育成人材像は定められているか(専門分野の特性が明確になっているか) 2学校における職業教育の特色は何か 3社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか 4理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか 5各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向付けられているか
(2)学校運営	1目的等に沿った運営方針が策定されているか 2事業計画に沿った運営方針が策定されているか 3運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか 4人事、給与に関する制度は整備されているか 5教務・財務等の組織設備など意識決定システムは整備されているか 6業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか 7教育活動に関する情報公開が適切になされているか 8情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	1教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか 2教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか 3学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか 4キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか 5関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか 6関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか 7授業評価の実施・評価体制はあるか 8職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか 9成績評価・単位認定の基準は明確になっているか 10資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか 11人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか 12関連分野における業界との連携において優れた教員(本務・兼務含め)の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか 13関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか 14職員の能力開発のための研修等が行われているか

(4)学修成果	1就職率の向上が図られているか 2資格取得率の向上が図られているか 3退学率の低減が図られているか 4卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか 5卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5)学生支援	1進路・就職に関する支援体制は整備されているか 2学生相談に関する体制は整備されているか 3学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか 4学生の健康管理を担う組織体制はあるか 5課外活動に対する支援体制は整備されているか 6学生の生活環境への支援は行われているか 7保護者と適切に連携しているか 8卒業生への支援体制はあるか 9社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか 10高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
(6)教育環境	1施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか 2学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか 3防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受入れ募集	1学生募集活動は、適正に行われているか 2学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか 3学納金は妥当なものとなっているか
(8)財務	1中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか 2予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか 3財務について会計監査が適正に行われているか 4財務情報公開の体制整備はできているか
(9)法令等の遵守	1法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 2個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか 3自己評価の実施と問題点の改善に努めているか 4自己評価結果を公開しているか
(10)社会貢献・地域貢献	1学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか 2学生のボランティア活動を奨励、支援しているか 3地域に対する公開講座、教育訓練（公共職業訓練等）の受託等を積極的に実施しているか
(11)国際交流	1留学生の受入れについて戦略を持って国際交流を行っているか 2受入れにおいて適切な手続き等がとられているか 3学習成果が評価される取組を行っているか 4学内で適切な体制が整備されているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

企業等から参画した委員の意見は、学生により良い教育と環境を継続的に提供し、現場で求められる質の高い専門職業人の養成に直結するので、指摘のあった項目については、学科会、教務コンプライアンス委員会等で検討する材料としている。

今年度開催の委員会において、例年意見・提言を頂いていた非常勤講師に対しての授業アンケートを実施する。常勤職員のみで実施していたアンケートに非常勤講師も加わることにより、より効果的な授業アプローチが創造され、学生に対し充実した授業内容を提供することが期待される。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
戸上 謙一	有限会社 ファーマシーすず 統括本部 統括部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
菅澤 昌也	医療法人 松田会 介護保険部 部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員 卒業生
小泉 敦保	株式会社 バイタルケア 代表取締役社長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://sif.ac.jp/about/disclosure/>

公表時期: 令和7年6月

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

仙台医療福祉専門学校では、専修学校の社会的使命と公共性に鑑み、学校ホームページをはじめとして、広く周知を図ることができる方法によって、積極的な情報提供に努める。情報提供を通じて広く社会からのチェックと評価を受け、これをフィードバックして、教育活動その他学校運営の改善に活用する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標
(2) 各学科等の教育	授業風景紹介、取得資格・検定、卒業生進路
(3) 教職員	担当科目教員紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	実践的実習紹介、就職支援
(5) 様々な教育活動・教育環境	キャンパスカレンダー紹介
(6) 学生の生活支援	Q&A(入学編、学校編、学習編、就職編)、学生相談室
(7) 学生納付金・修学支援	学納金、各種奨学金、学費減免制度の紹介
(8) 学校の財務	学園の財務状況
(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	留学生対象学科の紹介
(11) その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://sif.ac.jp/about/>

公表時期: 令和7年4月第1週

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			人間の尊厳と自立	対人援助に必要な自由、平等、尊厳などの価値を、歴史や現代社会の中から捉える。日常生活における自立の意味とそのサポートについて考える。	1後	30	2	○			○			○	
2	○			人間関係とコミュニケーション	①介護現場で必要とされる人間関係形成のための「コミュニケーション技術」を身に付ける ②社会人として、専門職業人としての常識やマナーを理解する ③日本古来の行事や習慣、しきたりを知る	1後	30	2	○			○			○	
3	○			組織活動・チームマネジメント	現場で求められる組織活動について、グループワークを通して学ぶ。またリーダーシップ、チームマネジメントについて、事例を参考にしつつ、現場でのOJTやOFF-JTの在り方等について教授する。	2通	30	2	○			○		○		
4	○			生活の中の福祉	各段階のライフステージにおいて、『福祉』がどのように生活の中で存在しているのかを事例を通して学ぶ。また、日本ならではの風習や地域性について学ぶことで、価値観を含め違いがあることを受容できるようにする。	1後	30	2	○			○			○	
5	○			社会保障と社会福祉に関する諸制度	公的扶助を中心にしながら、社会手当や住宅・雇用・就労制度などについて基礎的な知識を学ぶ。	2通	30	2	○			○		○		
6	○			生涯発達論	中年期・老年期の発達と心理を知る。また、身体・感覚・認知機能のエイジングと心理的問題を理解し支援の在り方を知る	1前	30	2	○			○		○		
7	○			家政学総論	家庭生活の意義を考え、円滑に送るために家族と福祉、衣・食・住、消費生活における知識と方法を具体的に学ぶ。	1前	30	2	○			○			○	
8	○			現代社会と倫理	テキストや資料の内容を様々な価値観、方向性から考察することを通して、医療・介護福祉の現場に即した倫理的問題について考え、医療・介護福祉の専門職としての倫理観を養う。	1前	30	2	○			○			○	

9	○		介護福祉論Ⅰ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通して理解する。介護実践の基本的姿勢について、介護の倫理などを通して理解する。	1 前	30	2	○			○	○		
10	○		介護福祉論Ⅱ	介護福祉の理念や原則を理解し、さらに障がい者サービスやチームアプローチの必要性を理解し、多職種連携・協働について学ぶ。また、介護従事者の健康管理などを通して、安全・安心・信頼のおける介護について理解する。	1 後	30	2	○			○	○		
11	○		介護の基本Ⅰ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解し、「介護を必要としている人」を、生活の観点から捉える。教科書を中心とし、グループディスカッションや介護予防や生きがいに繋がる生活体験を増やし、視覚教材なども取り入れ学習する。	1 前	30	2	○			○	○		
12	○		介護の基本Ⅱ	介護保険制度の下提供されている介護サービス（施設・在宅）を知り、施設の役割やケア内容を理解する。介護の専門職としての連携や介護者自身の健康管理について学ぶ。ビデオなどを通して、より具体的に体験することで、教科書の内容を深く理解する。	1 後	30	2	○			○	○		
13	○		介護福祉士実践論	介護福祉において、要介護者が地域との関わりを保ちながら生活していくことの重要性について理解する。	2 通	30	2	○			○	○		
14	○		介護福祉とリハビリテーション	実践を交えながら介護とリハビリテーションのあり方について学習し、リハビリテーション介護の知識と技術を修得する。	2 通	30	2	○			○		○	
15	○		コミュニケーション技術Ⅰ	対人援助の基礎となる自己覚知や、人間関係の構築・調整といった部分で必要になるコミュニケーションの基礎について、演習をしながら身につけていく。	1 前	30	2	○			○		○	
16	○		コミュニケーション技術Ⅱ	対人援助を築くための効果的なコミュニケーションの基本を、実際の介護場面で実践できるように演習を通じて体得していく。チームケアの方法や重要性を演習にて身につける。	2 通	30	2	○			○	○		
17	○		生活支援概論	①介護と家政の関係を理解し、生活支援の方法を探る。 ②自立に向けた衣食住かわる知識と実践の方法を得る。	1 前	30	2	○			○		○	
18	○		生活・家事支援技術	家事援助における技術の必要性の理解と、知識の習得とその実践を行う。	2 通	60	4		○		○		○	

19	○		生活・余暇支援技術	レクリエーション活動の社会的意義を理解させ、「楽しむ」という生活の支援を習得させる。	1 後	30	2		○		○			○	
20	○		生活・介護支援技術Ⅰ	ICFに基づく支援の視点で、事例を交えながら思考力・判断力・実践力を養う。利用者の現状を観察し予測を立て予防の視点を学ぶ。	1 前	60	4		○		○		○		
21	○		生活・介護支援技術Ⅱ	ICFに基づく支援の視点で、事例を交えながら思考力・判断力・実践力を養う。利用者の現状を観察し予測を立て予防の視点を学ぶ。	1 後	60	4		○		○		○		
22	○		生活・介護支援技術Ⅲ	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を学習する。	2 通	60	4		○		○		○	○	
23	○		介護過程Ⅰ	介護過程の意義をふまえ生活支援に必要な介護過程の展開の視点を理解して、介護過程の基本となる情報収集を習得する。	1 通	30	2	○			○		○		
24	○		介護過程Ⅱ	①介護過程の基礎をふまえ、様々な利用者の生活に合った介護過程の展開を理解する。 ②介護実習で介護過程の実践を通して習得し、根拠に基づく介護過程の能力を育成する。	2 通	60	4	○			○		○		
25	○		介護過程実践	授業や介護実習、生活体験を通して学んだ知識や技術を統合できる能力アップを目指す。	2 通	60	4		○		○		○		
26	○		介護総合演習Ⅰ	介護実践に必要な知識や技術を体験して理解を深め、介護実習を通して実践力を高める。また、実習先などの外部に出向き社会人としてのマナーを理解する。	1 通	40	2		○		○		○	○	
27	○		介護総合基礎演習	介護記録の意義が理解でき、演習を通し、介護実践における適切な記録の書き方を学ぶ。グループワーク等を通して実践力や精神力を養う。	1 前	20	1		○		○		○		
28	○		介護総合演習Ⅱ	介護総合演習Ⅰをふまえ、介護実習での実践を通して知識や技術を深める。そして、専門職である介護福祉士としての介護観を身につける。	2 通	60	3		○		○		○	○	
29	○		介護実習Ⅰ	高齢者や障がいのある方々が生活する施設において、実習指導者のもと利用者に関わり、学内で学んだ知識・技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する。	1 通	120	3			○		○	○	○	○

30	○		介護実習Ⅱ	高齢者や障がいのある方々が生活する施設において、実習指導者のもと利用者と関わり、学内で学んだ知識・技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する。	2 通	160	4			○		○	○	○	○
31	○		介護実習Ⅲ	高齢者や障がいのある方々が生活する施設において、実習指導者のもと利用者と関わり、学内で学んだ知識・技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する。	2 通	176	4			○		○	○	○	○
32	○		人間の成長と発達	誕生から死に至るまでの心身の発達や成長・成熟、生理的变化を、自己の体験や身近な高齢者の体験と重ね合わせながら学習する。生涯発達論・こころのしくみ・からだのしくみとの関連させた授業展開にする。	1 後	30	2	○			○		○		
33	○		老化に伴うこころのケア	老化による心身の変化について理解するとともに、老化という変化を多面的にとらえることが出来るよう、事例等を用いて学ぶ。	1 後	30	2	○			○		○		
34	○		認知症の理解Ⅰ	認知症高齢者の介護について、医学的側面から見た認知症の基礎や認知症に伴うこころとからだの変化について理解する。	1 前	30	2	○			○		○		
35	○		認知症の理解Ⅱ	認知症高齢者の介護について、認知症に伴うこころとからだの変化と生活への影響を考える。日常生活支援、家族への支援と連携、協働について講義と事例による検討を踏まえ学習を深める。	2 通	30	2	○			○		○		
36	○		障害の理解Ⅰ	障害者福祉の歴史を振り返り、障害のある人の心理や身体状況、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	1 後	30	2	○			○			○	
37	○		障害の理解Ⅱ	障害のある人の心理や身体状況、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	2 通	30	2	○			○		○		
38	○		からだのしくみ	人体を構成する細胞・器官・臓器等について名称や機能について学ぶ。また、連携に必要な共通専門用語についても理解できる。	1 前	30	2	○			○		○		

[illegible]

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
【成績評価】 1. 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等総合的に勘案して行う。ただし、各教科科目中、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目についての評価を受けることができない。 2. 試験は、定期試験、追試験、再試験とする。追試験は、受験資格のある者が試験当日やむを得ない理由で欠席した場合実施される。再試験は、科目の評価が合格点に達しない場合、本人の願出を受け、許可した場合に実施する。 3. 各科目の五段階評定は絶対評価とし、不合格のみを「1」とする。科目の五段階評定は次の基準による。5は100～85、4は84～75、3は74～65、2は64～60、1は59～0とする。 4. 総合評価は評定平均値を基準に次の五段階とする。Aは評定平均値5.0～4.0、Bは評定平均値3.9～3.5、Cは評定平均値3.4～3.0、Dは評定平均値2.9～2.5、Eは評定平均値2.4～1.0とする。 【課程修了の認定】 1. 上記、成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。 2. 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等総合的に勘案して行う。		1 学年の学期区分	2 期
各授業科目の授業計画（シラバス）に従い履修する。 履修方法：履修認定は、各授業科目の授業時間数を履修し、成績評価において合格の判定を受けなければならない。		1 学期の授業期間	15 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。